

平成 25 年 5 月 20 日

集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証
及び再発防止に関する検討会
座長 永井 良三 様

集団予防接種等による B 型肝炎感染拡大の検証
及び再発防止に関する検討会
構成員 位田 隆一

第三者機関の設置提案について

第三者機関（委員会）の設置について、意義は理解するが、現実的な観点から、必ずしも賛成できない。

これまでも国の組織や体制の不十分さや不適切さが指摘され、そのことにより新たな独立した第三者機関を創設した例はいくつかあるが、予算、人員、権限、組織のそれぞれの観点から、実効的な活動を恒久的に行っていくことは極めて困難なことがうかがわれる。さらに、第三者機関を設置して、事足れりとする機運が出てくるとも懸念される。

また、今回新たに第三者機関を創設するとすれば、B 型肝炎のみでなく、C 型肝炎やエイズを含むその他の感染症一般に広げなければ、B 型肝炎感染者がこれまで経験してきた苦悩を他の感染症患者に再び負わせることになるに留まるであろう。したがって、新たな第三者機関は相対的にかなり大規模な組織でなければならない。しかも、その組織は、実際に現場での情報収集や検証の強い権限までもたなければ、真に実効的と言えない状況に陥るであろう。そのようなことは現実的でなく、ほとんど実行不可能であろう。

こうしたことから、現実の可能性や効果を勘案すれば、報告書にまとめた再発防止策を実効的なものにするためには、まず、報告書の内容を厚生労働省の組織構成員全員が肝に銘じて認識することを促すとともに、さらに、省をあげてこれまでの組織・体制の問題点を洗い出し、適時に効果的な対応を取ることができる組織として機能するように、十分な改善策を講じることを強く求めることが、効果的であろう。その結果として、統合的な再発防止体制に転換できるようにするべきと考える。

ただし、このことを強調するだけでは、単に精神論に終わるとの懸念もあろう。重要なのは、今後この報告書に述べられているさまざまな再発防止策が、実際に構築されているか、またいかに実効的に実施されているか等、フォローアップの策を講じることであるように思われる。第三者委員会の設置提案の理由の一つも、この点を重視してのことと理解している。そこで、第三者委員会に代わる具体案として、以下の二点を提案したい。

まず、すでに報告書の中で強調されている、公開性・透明性の重視や公開の場での議論などの一環として、例えば、厚生労働省と B 型肝炎患者・弁護団の間で、年に一、二度程度の定期的なフォローアップ報告会のようなものをもつことを提案する。そうして厚生労働省が再発防止策の進捗状況や感染症対策の現状を公開の場で報告・説明を行う定期会合を予定してはいかがであろうか。現状でも厚生科学審議会の下にさま

さまざまな委員会組織があり、専門家や有識者から構成される委員会があるが、この報告会はそのような委員会レベルではなく、再発防止策について最もセンシティブである患者・弁護団を中心に、直接に説明する会を開くことを想定する。これにより厚生労働省もその都度認識を新たにすることも期待できる。患者・弁護団においても、報告会に対して質疑や提案を投げかけることによって、被害者という立場からの視点を再確認できることになるのではないかと考える。

第二に、リスクの認識・管理・対応及び最新の感染症に関する知識について厚生労働省及び自治体等関係者に徹底するために、一種の研修のようなものを設定することを提案したい。報告書では、感染症についての医師や医療関係者への教育は指摘されているが、今回の事案を想起すれば、それでは十分ではなく、実際に例えば予防接種に実施に関わる職員・担当者、また直接の責任ある者のレベルでの研修が予定されるべきではないかと考える。

これらのことを強調・付加して、厚生労働省に対して、必ず効果的な対応を講じるよう強く求めることで、結論とすることが、第三者機関の設置案よりも、現実的かつ効果的であると考えられる。

最後に、報告書の問題点及び再発防止策に指摘されているように、国民の側も、よりよい厚生労働行政が実施されるように、常にウォッチしていかなければならず、厚生労働省においても透明性と公開性を高めていく中で、国民の声を十分に取り入れて、それを実現する努力をするべきである。患者・弁護団においても、上記の提案の報告会に加えて、こうした国民的な姿勢の構築に積極的かつ効果的に参画することで、将来の被害の二の舞を防ぐ機能を果たされることを期待したい。